

■ 罰則 罰則

外國人在聘僱許可有效期間內，違反上述規定者，將予以廢止 聘僱許可，並限令出境，且之後3年內不得再於中華民國境內工作。

外国人が雇用許可の有効期間内に、上述の規定に違反した場合、雇用許可を取り消し、期限を切って共済的に出国させた後。中華民国国内における向こう三年間の労働を禁止する。

■ 其他有關聘僱之規定

招聘雇用に関するその他の規定

(1) 聘僱許可期間屆滿而不再受聘僱或經勞雇雙方終止聘僱時，應於居留事由消滅後，立即出境。

招聘雇用許可の有效期間が満了し、続けて 雇用されない場合、或いは労使双方の合意で雇用関係を解消した場合、居留理由が消失した後、直ちに出国しなければなりません。

(2) 外國人受聘僱從事補習班教師工作，必須接受健康檢查，從事其他工作則依衛生福利部公告規定辦理。

衛生福利部疾病管制署網址：<http://www.cdc.gov.tw/>，
電話：(02) 2395-9825

外国人が招聘、雇用を受けて(言語)補習班の教師に従事する場合、健康検査を受けることが義務付けられています。その他の仕事に従事する場合は、衛生福利部が公告した規定に準じる。

衛生福利部疾病管制署のウェブサイト：<http://www.cdc.gov.tw/>

(3) 雇主如有繼續聘僱外國人之必要時，應於聘僱許可期限屆滿前4個月期間內申請展延聘僱許可。但聘僱許可期間為6個月以下者，應於聘僱許可期間逾三分之二後，聘僱許可期限屆滿前，提出申請展延聘僱許可。

雇用主が外国人を継続して招聘、雇用する必要がある場合、招聘雇用許可が満期になる4ヶ月前に招聘雇用許可の延長を申請しなければなりません。但し、招聘雇用許可期間が6ヶ月以下のものについては、招聘雇用許可期間が3分の2を経過し、招聘雇用許可期間が満期になる前に、招聘雇用許可の延長申請を提出しなければなりません。

(4) 已申請許可工作之外國人，只得為申請許可之雇主工作，且不能從事許可以外之工作；如要為其他雇主工作，必須由其他雇主另外申請許可。

すでに就労許可を申請した外国人は許可を申請する際に提出して雇用主のみのための就労が認可され、許可範囲を超える就労が禁止されている。その他の雇用主のために就労したい場合、その他の雇用主は改めて許可を申請する必要がある。

(5) 外國人於聘僱許可有效期間內，如需轉換雇主或受聘僱於2名以上之雇主，應由新雇主申請許可。

外国人が雇用許可有効期間内に、もし雇用主の変更、あるいは2人以上の雇用主から雇用を受ける場合、新たな雇用主についても許可を申請しなければならない。

4

外國人在臺生活相關資訊 外国人の台湾生活に関する情報

- 若您在臺生活有其他問題可至「外國人在臺灣」網站查詢，網址：<http://iff.immigration.gov.tw/>
外來人士諮詢專線：0800-024-111
台湾での生活にその他の問題があった場合、「外国人在台湾」ウェブサイトまで検索します。ウェブサイト：<http://iff.immigration.gov.tw/>
外国人相談ダイヤル：0800-024-111
- 交通部觀光局網址：<http://www.taiwan.net.tw/>
電話：(02)2349-1500
24小時免付費旅遊諮詢熱線：0800-011-765
交通部觀光局のウェブサイト：<http://www.taiwan.net.tw/>
電話：(02) 2349-1500
24時間無料旅行問い合わせフリーダイヤル：0800-011-765

5

工作許可相關資訊 就労許可の関連情報

勞動部勞動力發展署跨國勞動力事務中心
地址：臺北市中正區中華路1段39號10樓
電話：(02) 8995-6000
網址：<http://www.wda.gov.tw/>
勞動部勞動力發展署跨國勞動力事務センター
所在地：台北市中正区中華路1段39号10階
電話：(02) 8995-6000
ウェブサイト：<http://www.wda.gov.tw/>

外國人在臺工作服務網
網址：<http://ezworktaiwan.wda.gov.tw/>
EZワーク台湾
ウェブサイト：<http://ezworktaiwan.wda.gov.tw/>



勞動部勞動力發展署
WORKFORCE DEVELOPMENT AGENCY, MINISTRY OF LABOR
印製日期:2017.11

外国人労働者向け

労働ガイド

日本語 / 日文版

外國專業人員在臺 工作須知



勞動部勞動力發展署
WORKFORCE DEVELOPMENT AGENCY, MINISTRY OF LABOR



謹代表我國政府誠摯歡迎您來臺灣工作！為協助您了解在臺灣工作期間相關規定，以保護自身權益，請詳細閱讀本資料，並妥善保存，以便查詢。

中華民國政府を代表して、皆さんの台湾で就労を歓迎します！皆さんに台湾における就労期間中の関連規定を理解していただくため、またご自身の権益を保護するためにも、この資料をよくお読みください。また大切に保管していつでも調べられるようしてください。

1

取得聘僱許可後應辦事項

招聘雇用許可取得後に行うべき手続き

■ 簽證 ビザ

若您已經獲得勞動部核發之聘僱許可，應於入國工作前至我國駐外單位辦理簽證；若您已先行入國，請向外交部各地領事事務局辦事處洽詢。領事事務局辦公時間：星期一至星期五08：30~17：00（中午不休息，週六、週日及國定假日不上班）

すでに労働部が発行した招聘雇用許可を取得した場合、入国する前にまず、中華民国の外国駐在機関へ行って就労ビザを取得してください。就労ビザを取得する前に入国した場合は、各地の外交部領事事務局にお問い合わせください。領事事務局の勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前08:30~17:00です。（正午無休。土曜日、日曜、祝祭日は休業）

外交部領事事務局聯絡資訊

外交部領事事務局の連絡方法

網址 ウェブサイト：<http://www.boca.gov.tw/>

地址 所在地：臺北市中正區濟南路1段2-2號3至5樓

（中央聯合辦公大樓北棟）

台北市濟南路1段2号之2 中央聯合オフィスビル3階～5階

電話：(02) 2343-2888

中部辦事處 中部オフィス：(04) 2251-0799
南部辦事處 南部オフィス：(07) 211-0605
東部辦事處 東部オフィス：(03) 833-1041
雲嘉南辦事處 雲嘉南オフィス：(05) 225-1567

臺灣桃園國際機場辦事處
(03) 398-2629(一期航廈)
(03) 398-5805(二期航廈)
台灣桃園國際空港弁事處
第1ターミナル：(03) 398-2629
第2ターミナル：(03) 398-5805

■ 外僑居留證 外国人居留証

您應於入國15日內，檢附相關文件至內政部入出國及移民署各直轄市、縣（市）服務站辦理外僑居留證。

服務時間：星期一至星期五08：00~17：00（中午不休息）

內政部移民署網址：<http://www.immigration.gov.tw>

電話：(02) 2388-9393

外來人士在臺生活諮詢服務熱線：0800-024-111

入國後15日以内に、関連文書を添えて内政部出入国及び移民署の各県（市）、サービス・ステーションで外国人居留証を申請します。勤務時間は、月曜日から金曜日までの08:00~17:00です。正午無休。

移民署のホームページ・ウェブサイト：<http://www.immigration.gov.tw>

外国人相談ダイヤル：0800-024-111

■ 薪資所得稅與繳稅、退稅 賃金所得と税金の納付、還付

您如於同一課稅年度（1月1日至12月31日）內在臺合法工作居留未滿183天者，係以「非居住者」身分課稅，應繳所得稅金額為您薪資所得的18%；如您於同一課稅年度內在臺工作居留滿183天（例如於當年度7月1日以前入境，中途未離境者），係以「居住者」身分課稅，應繳交所得稅為您薪資所得的6%~40%。

您在臺工作之薪資所得，應依法規定繳納所得稅，有關所得申報及稅務疑問請洽各區國稅局。

免費服務專線：0800-000-321

財政部稅務入口網：[http://www.etail.nat.gov.tw/](http://www.etail.nat.gov.tw)

同一課稅年度（1月1日より12月31日まで）内の台湾における合法的な就労期間が183日間未満の場合、「非居住者」の身分で課税します。納付すべき所得税は賃金所得の18%です。同一課稅年度内の台湾における合法的な就労期間が満183日間になった場合（例えば、当年度の7月1日以前に入国して途中出国しなかったもの）、「居住者」の身分で課税します。納付すべき所得税はあなたの賃金所得の6%~40%です。

台湾における賃金所得は、法律により所得税を納付しなければなりません。
所得税の申告及び税務に関する各地区の国税局にお問い合わせ下さい。
フリーダイヤル：0800-000-321
財政部税務関連のウェブサイト：<http://www.etail.nat.gov.tw/>

2

您在臺工作期間相關權益 台湾における就労期間の権益について

■ 健康保險 健康保険

所有領有外僑居留證的外籍工作人員，都必須參加全民健康保險。有關全民健康保險問題可至中央健康保險署網站查詢，
網址：<http://www.nhi.gov.tw>
電話：(02) 2706-5866，健保諮詢專線：0800-030598

外国人居留証を取得した外国人労働者はすべて全民健康保險の関連資料は中央健康保險署のウェブサイトで検索できます。
ウェブサイト：<http://www.nhi.gov.tw>
電話：(02) 2706-5866
健康保險問い合わせフリーダイヤル：0800-030598

■ 勞工保險 勞働保険

您如受僱於僱用勞工5人以上之事業單位，即應以雇主或所屬團體或所屬機構為投保單位，參加勞工保險。

勞工保險局網址：<http://www.bli.gov.tw>
電話：(02) 2396-1266，語音答詢服務：0800-078-777

5人以上の労働者を雇用している企業または機関に雇用された場合、雇主または所属団体、あるいは所属機関を保険加入機関として労働保険に加入します。
労働保険局のウェブサイト：<http://www.bli.gov.tw>
電話：(02) 2396-1266
労働保険相談フリーダイヤル：0800-078-777

■ 勞動權益 勞働権益

您在臺工作期間，如有關於勞動契約或勞動權益方面之爭議或疑義時，可逕向各直轄市、縣（市）政府勞工單位申請諮詢、調解或協處。有關勞資爭議相關法規可查詢勞動部網站
網址：<http://www.mol.gov.tw/>；電話：(02) 8590-6866

台湾における就労期間中、労働契約或いは労働権益について争議或いは疑義があった場合、各県市政府の労働部門に直接相談、調停或いは協議処理を申請することが可能。労資紛争の関連規定については労動部のウェブサイトで検索できます。

ウェブサイト：<http://www.mol.gov.tw>
電話：(02) 8995-6866

■ 消費權益 消費権益

消費者（含在臺工作外國人）與企業經營者因商品或服務發生消費疑義或爭議時，消費者得向企業經營者、消費者保護團體或消費者服務中心或其分中心詢問或申訴或逕撥全國消費者服務專線：1950
行政院消費者保護會網址：<http://www.cpc.ey.gov.tw>
電話：(02) 3356-6500

消費者（台湾で就労している外国人も含む）が企業經營者と商品或いはサービスについて消費疑義或いは争議が発生した場合、消費者は企業經營者、消費者保護団体、または消費者サービスセンター、或いはその傘下の機関に問い合わせ、または不服申立てができます。
消費者専用のフリーダイヤル：1950
行政院消費者保護会のウェブサイト：<http://www.cpc.ey.gov.tw>
電話：(02) 3356-6500

3

有關工作之法規及罰則

台灣における就労に関する法律の規定
と罰則

■ 您來臺工作不得有下列情形： 台湾における就労期間中の禁止事項

- (1) 未經雇主申請許可即從事工作。
雇用主が就労許可を申請する前に仕事を始めること。
- (2) 為申請許可以外之雇主工作。
就労許可を申請する際に提出して雇用主以外の雇用主のために仕事をすること。
- (3) 非依僱主指派即自行從事許可以外之工作。
雇用主の指示なしで勝手に許可範囲内以外の仕事をすること。
- (4) 連續曠職3日失去聯繫。
3日間連続で無断欠勤して連絡を断つこと。
- (5) 依規定應健康檢查者，拒絕接受健康檢查或提供不實檢體、健康檢查不合格。
規定に従って健康診断を受けなければならない者で、健康診断を拒否し、または不実の検体を提供し、健康診断が不合格であること。
- (6) 違反依就業服務法所訂定之法令，情節重大。
就業服務法に基づいて定められた法令に違反して犯行が重大なもの。
- (7) 違反其他中華民國法令，情節重大。
中華民国のその他の法令に違反して犯行が重大なもの。
- (8) 依規定應提供資料，拒絕提供或提供不實。
規定に従って資料を提供するべきで、しかし資料を拒絶あるいは提供するのが確かではない。